

伊勢原市ごみ処理基本計画（案）の概要

1 計画改定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としています。

本市では、平成29年3月に15年間の『伊勢原市ごみ処理基本計画』を策定し、ごみ処理に関する基本的な事項について決めました。

『伊勢原市ごみ処理基本計画』の策定から5年が経過することから、更なるごみの減量化やリサイクルの推進、公衆衛生の向上を図るべく、計画の改定を行います。

2 現状と課題

- 伊勢原清掃工場90トン炉焼却施設の老朽化に伴い、維持管理費が年々増加する傾向にあるため、今後も修繕費用の増加が見込まれる。
- 令和2年度まで順調に可燃ごみの減量が進み、現計画の推計値を下回っているが、現計画における将来人口推計よりも現状の人口が緩やかな減少傾向にある。
現行施策だけでは、今後の推計値を下回ることが困難であると思われることから、更なるごみの減量や資源化が必要となる。
- 資源化率については、現計画の推計値を下回っているため、市民及び事業者に対し、ごみと資源の分別徹底を啓発し、資源化を推進していく必要がある。

3 現計画との変更点

- 伊勢原清掃工場90トン炉焼却施設の老朽化に伴い、維持管理費が年々増加しているため、令和7年度末までとしている「はだのクリーンセンター1施設体制」への移行時期について、2か年前倒しして令和5年度末までとする。
- 数値目標の一項目を「焼却対象量」から「可燃ごみ排出量」に変更する。
- 新たなごみの減量・資源化施策として、製品プラスチックの資源化を検討する。
また、草木類資源化の充実のため自治会単位での収集場所の設置やステーション収集を検討する。

4 数値目標

項目／年度	実績		数値目標	
	平成29年度	令和元年度（現計画の推計値）	令和8年度	令和13年度
総ごみ排出量（t/年）	31,278	30,971（31,777）	29,580	28,663
可燃ごみ排出量（t/年）	25,243	24,618（25,000）	21,490	20,630
資源化率（％）	19.0	22.5（23.7）	32.3	33.0

- 現計画では、「総ごみ排出量」、「焼却対象量」、「資源化率」について数値目標を設定していますが、本計画では、数値目標の一つである「焼却対象量」に代えて、市民にわかりやすく、より明確な目標を定めるため、「可燃ごみ排出量」に変更します。
- これら数値目標の達成を目指し、計画的かつ効率的に、ごみの減量化・資源化を推進するため、各種施策を展開していきます。

